

事務連絡  
平成28年7月4日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の  
請求及び支払等について（6月サービス提供分）

平成28年熊本地震に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下、これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については下記のとおり取扱うこととするので、管内市町村事業所及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成28年6月サービス提供分以降に係る介護給付費等の請求について

平成28年6月サービス提供分（7月請求分）以降の介護給付費等の請求については、被災地における障害福祉サービス等の事業所の状況に鑑み、原則として概算による請求を行わないこととし、通常の方法による請求が引き続き困難な障害福祉サービス等の事業所については、個別に国保連に相談する取扱いとする。

2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成28年6月サービス提供分（7月請求分）において、通常の方法による介護給付費等の請求を行う場合には、「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて」（平成28年5月2日付事務連絡）の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」により行うこと。ただし、6月サービス提供分（7月請求分）に係る請求明細書の提出期限は通常どおり7月10日までとすること。

なお、請求明細書の提出後に介護給付費等に不足があったことが判明した場合には、過誤調整及び再請求を行うことも可能である。

### 3 国保連における点検結果について

国保連における点検結果については、平成28年5月サービス提供分（6月請求分）においては、平成28年6月2日付事務連絡「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求及び支払等について（5月サービス提供分）」の「5 国保連の点検結果について」により行うこととしているが、平成28年6月サービス提供分（7月請求分）以降についても別途本職により連絡するまで、引き続き以下のエラーコードを警告とするので、ご承知おきを願いたい。

#### 【「エラー」から「警告」に変更するエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EG13	資格:該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です
EG88	資格:障害支援区分認定有効期間外の受給者です
EN21	資格:利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (多子軽減後の額)
EN25	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (都道府県等が定める額)

- ※1:当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。
- ※2:当該措置により、上記エラーコードに該当するものは熊本県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更されることとなる。なお、通常の審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。